

いわきバスケットボール協会に関する規約

(名称)

第1条 名称をいわきバスケットボール協会（以下「本会」と言う）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、理事長所在地に置く。

(目的)

第3条 本会は、いわき市内におけるバスケットボールの統括団体として、バスケットボール競技の普及と振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種バスケットボール競技大会の主催・統括。
- 2 バスケットボール競技の普及と発展及び技術向上のための研究並びに指導。
- 3 バスケットボール競技施設の拡充に関すること。
- 4 バスケットボール競技に関する情報の提供。
- 5 チーム及び競技者の登録に関すること。
- 6 前各号に附帯関連する一切の事業。

(組織)

第5条 本会は、本会に登録加盟するアマチュア・バスケットボール団体（チーム）をもって組織する。

(役員と任務)

第6条 本会に次の役員を置き、任務は次のとおりとする。

- 1 会 長 1 名 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副 会 長 必要数 会長を補佐し、会長不在の場合は任務を代行する。
- 3 理 事 長 1 名 会務を掌握し、執行の責任にあたる。
- 4 副理事長 必要数 理事長を補佐し、理事長不在の場合は任務を代行する。
- 5 常任理事 必要数 本会事業の原案を作成するとともに常務を執行し、理事長を補佐する。
- 6 監 事 2 名 会務会計を監査する。
- 7 顧 問 必要数 会の最も重要な事項に関し、会長の諮問に応じる。
- 8 参 与 必要数 会の重要な事項に関し、常任理事会の諮問に応じる。

(役員を選任方法)

第7条 役員を選任方法は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は、常任理事会において推薦し、総会で承認する。
- 2 理事長、副理事長は常任理事会において互選し、会長が委嘱する。
- 3 常任理事は、登録加盟団体の代表者及び総会において選出された各専門委員会の委員長・副委員長、並びに会長が必要と認めた者から選出し、会長が委嘱する。
- 4 監事は、総会において選出し、会長が委嘱する。

- 5 顧問は、会長を務めた者を常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 6 参与は、副会長及び理事長、副理事長、監事を努めた者及び本会に永年貢献した者の中から常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とし再任することができる。但し、役員が欠けたときは、原則として補充し、補充役員の任期は前者の残任期間とする。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議し処理する。

- 1 会務、事業、決算の企画運営、総会に提出する議案の決定、総会の委任事項その他必要な事項を審議する。
- 2 常任理事会の議長は、会長とする。

(総会)

第10条 総会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・監事・登録加盟団体の代表者・登録加盟チームの責任者をもって構成し、毎年1回、原則として4月に会長が招集し、次の事項を審議する。

- 1 会務・事業・決算の承認、事業計画・予算の審議、役員の改選（隔年毎）、規約の改廃及びその他の重要事項を審議決定する。
- 2 臨時の総会は、会長が必要と認めたととき、または総会構成員の2分の1以上の要請があったときは臨時に開催することができる。
- 3 総会の議長は、会長とする。

(会議の定足数)

第11条 本会の会議は、構成人員の2分の1以上の出席者をもって成立する。但し、総会における委任状は、これを認める。

(会議の議決)

第12条 本会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

(専門委員会)

第13条 本会に次の専門委員会を置く。

- 1 総務委員会
- 2 競技委員会
- 3 審判委員会
- 4 強化委員会

(加盟)

第14条 本会は、一般社団法人福島県バスケットボール協会（以下、県協会という。）及びいわき市体育協会に加盟する。

(チーム加盟・競技者登録)

第15条 本会に所属するチームで、本会及び公益財団法人日本バスケットボール協会(以下、JBAという。)、県協会が実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、JBAおよび県協会に競技者登録をしなければならない。

- 1 本会の登録チームに、信用を失う行為があったと認められるときは、総会の議決により脱退させることができる。

(一般会計)

第16条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- 1 登録チームの登録料
- 2 補助金
- 3 寄附金
- 4 その他の収入金

(特別会計)

第17条 本会に特別会計を設ける。

- 1 特別会計は常任理事会の議を得た事業から生じた余剰金を繰り入れるものとする。
- 2 特別会計は常任理事会の議を得て支出することができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第19条 本規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 本規約の一部を昭和43年4月7日改正施行する。
本規約の一部を昭和49年3月31日改正施行する。
本規約の一部を平成18年4月8日改正施行する。
本規約の一部を平成29年4月9日改正施行する。